

## 新潟市競争入札等参加者の資格審査結果の公表に関する取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第6条、新潟市物品等入札参加資格審査要綱（平成24年12月1日告示第628号）第5条、新潟市建設コンサルタント業務入札参加資格審査要綱（平成24年12月1日告示第631号）第5条及び新潟市建設工事入札参加資格審査要綱（平成24年12月1日告示第632号）第5条の規定に基づき作成した入札参加資格者名簿（以下「登録名簿」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

### (公表の内容)

第2条 公表の内容は、登録名簿についての次の項目とする。ただし、新潟市物品等入札参加資格審査要綱に基づき審査を受けた者の名簿については、第1号から第4号及び第5号の登録業種のみとする。

- (1) 業者名
- (2) 代表者
- (3) 所在地
- (4) 電話番号等
- (5) 登録業種及び総合評点
- (6) 格付業種にあつては、格付結果

### (公表の方法)

第3条 公表の方法は、新潟市ホームページでの掲載及び財務部契約課に備え置く登録名簿の閲覧によるものとする。

### (閲覧の期間等)

第4条 閲覧の期間等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 閲覧の期間は、当該資格認定の有効期間内とする。
- (2) 閲覧できる時間は、本市職員の勤務時間内とする。

### 附則

この要綱は、平成12年4月25日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。